

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和6年7月4日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第38号 墨田区教育委員会公告式規則の一部改正について

報告事項

第1 自閉症・情緒障害特別支援学級の入級基準について(資料1)

第2 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖(臨時休業)について(資料2)

第3 第22期墨田区文化財保護審議会委員の委嘱について(資料3)

第4 すみだ郷土文化資料館の燻蒸作業等に伴う臨時休館について(資料4)

議案第38号

墨田区教育委員会公告式規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年7月4日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

デジタル社会の進展等を踏まえ、区民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、本年7月1日から、条例及び区規則の公布等を区のウェブサイトでも行うことが可能となることにあわせて、教育委員会規則等の公布についても同様の措置を講ずるほか、所要の規定整備を行う必要がある。

墨田区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則概要

1 趣旨

デジタル社会の進展等を踏まえ、区民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、本年7月1日から、条例及び区規則の公布等を区のウェブサイトでも行うことが可能となることにあわせて、教育委員会規則等の公布についても同様の措置を講ずるほか、所要の規定整備をする。

2 公布の方法

従前の区役所の門前掲示場に掲示する方法のほか、区のウェブサイトに掲載する方法を追加する。

当面の間の運用として、原則は門前掲示場に全て掲示するものとし、可能なものに限り区のウェブサイトにも併せて掲載するものとする。

3 その他規定整備

本規則の位置付けを明確化するため、趣旨規定を追加するとともに、条文の内容の理解と検索の便に供するため、各条に見出しを付ける。

4 施行期日

公布の日の翌日

5 【参考】公告式に関する根拠法令

条例、墨田区規則等

地方自治法（抄）

第16条〔略〕

2・3〔略〕

4 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

5 前2項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

教育委員会規則等

地方自治法（抄）

第16条〔略〕

2～4〔略〕

5 前2項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会規則の制定等）

第15条〔略〕

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

墨田区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

墨田区教育委員会公告式規則（昭和27年墨田区教育委員会規則第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき、墨田区教育委員会規則その他墨田区教育委員会の定める規程で公表を要するものの公告式について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（規則の公布）</p> <p>第2条 墨田区教育委員会規則を公布しようとするときは、<u>教育長及び教育長が指名した委員1名が署名し、公布の旨の前文及び公布年月日を記入するものとする。</u></p> <p>2. <u>墨田区教育委員会規則の公布は、区のウェブサイトに掲載し、又は区役所の門前掲示場に掲示してこれを行う。</u></p> <p>（施行期日）</p> <p>第3条 墨田区教育委員会規則は、特に施行期日を定める場合を除き、<u>公布の日から起算して7日を経た日から施行する。</u></p> <p>（規程等の公表）</p> <p>第4条 第2条第2項の規定は、<u>公表を要する墨田区教育委員会の定める規程（規則を除く。）の公告及び墨田区教育委員会の告示、公告その他これに準ずるものに準用する。</u></p>	<p>〔新設〕</p> <p>第1条 墨田区教育委員会規則は、<u>教育長及び教育長が指名した委員1名が署名し、公布年月日を記入して、これを公布する。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>第2条 <u>墨田区教育委員会規則は、区役所門前掲示場に掲示して公告式とする。</u></p> <p>第3条 墨田区教育委員会規則は、特に施行期日を掲げた場合を除いては、<u>公布の日から起算して7日を経た日から施行する。</u></p> <p>第4条 第2条の規定は、<u>公表を要する教育委員会の告示及びその他の規程の公告に準用する。</u></p>

付 則

- 1 この規則は、公布の日の翌日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の墨田区教育委員会公告式規則第4条の規定により公表されている告示及びその他の規程の公告は、なお従前の例による。

自閉症・情緒障害特別支援学級の入級基準について

1 入級基準

次の全ての基準に該当する児童・生徒を入級対象者とする。

- (1) 墨田区立小・中学校に在籍していること
- (2) 知的発達の遅滞がなく、以下のア又はイに該当すること。
 - ア 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
 - イ 主として心理的な要因による選択制かん黙等があるもので、社会生活への適性が困難である程度のもの
- (3) 児童・生徒及び保護者が自閉症・情緒障害特別支援学級への入級を希望していること。
 - 1 令和7年度入学予定の新小学校1年生は対象外とする。
 - 2 中学生は、開設後2年間について学年の段階的受け入れを実施し、令和7年度の中学校の入級は新1年生のみ。
(令和8年度：1年生・2年生、令和9年度：全学年)
 - 3 年度途中の転学はできない。
 - 4 主治医による診断書の提出が必要
 - 5 学習障害、注意欠陥多動性障害は、特別支援教室の指導対象とする。
 - 6 自閉症があり、多動とみなされる行動がみられる場合も、5と同様に特別支援教室での指導対象とする。

区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

1. 学級閉鎖措置の状況

【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業）の状況】

学校名	学年・学級	臨時休業の期間		感染症種別
菊川小学校	1年1組	令和6年6月14日(金)から	6月15日(土)まで	感染性胃腸炎
菊川小学校	1年2組	令和6年6月15日(土)から	6月15日(土)まで	感染性胃腸炎

6月15日(土)は土曜授業日

参考

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及びその取り扱い

○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談のうえ、状況に応じて判断する

臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。

第22期墨田区文化財保護審議会委員の委嘱について

1 趣 旨

第21期墨田区文化財保護審議会委員の任期が令和6年6月30日をもって満了となるため、墨田区文化財保護条例第25条及び第26条に基づき第22期の委員を委嘱した。

2 被委嘱者

氏名	現職	専門分野	委員歴
谷川 章雄	早稲田大学 人間科学学術院名誉教授	考古	第6期(平成4年7月) から継続
塩澤 寛樹	群馬県立女子大学学長	彫刻史	第16期(平成24年7月) から継続
今井 達	白鬚神社宮司	地域資料	第16期(平成24年7月) から継続
中野 達哉	駒澤大学教授	近世史	第16期(平成24年7月) から継続
小澤 弘	淑徳大学客員教授	日本美術史 日本芸術文化史	第17期(平成26年7月) から継続
山崎 祐子	宮本記念財団理事	民俗	第21期(令和4年7月) から継続
小岩 正樹	早稲田大学 理工学術院准教授	建築史	第21期(令和4年7月) から継続

3 委嘱期間

令和6年7月1日から令和8年6月30日まで

4 根拠規定

墨田区文化財保護条例第25条及び第26条

(委員の選任)

第25条 委員及び臨時委員は、文化財に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第26条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育長の臨時代理

本件については、委嘱開始日である令和6年7月1日までに教育委員会の議決により任命を行うべきところ、委員の選定に時間を要したため、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和6年6月24日付けで教育長の臨時代理により決定した。

すみだ郷土文化資料館の燻蒸^{くんじょう}作業等に伴う臨時休館について

1 臨時休館日とする日

令和6年9月3日(火)から9月5日(木)の3日間

2 目的

虫害・カビ等によるすみだ郷土文化資料館の収蔵資料の劣化・汚損を防ぐため燻蒸作業を実施する。また、特別収蔵庫を除く、資料館全館の殺虫消毒を実施する。

作業は人体に有毒なガスを使用するため、来館者の安全確保を図り、閉館とする。

3 根拠法令

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第7条第2項

4 区民への周知

区のお知らせ8月21日号及びホームページに掲載する。

上記の臨時休館日を含む9月2日(月)定期休館日～9月5日(木)の休館について案内する。